

7. 設備工事施工仕様規定

当地は冬季の気象条件がかなり厳しいものがあります。よって寒冷地並みの仕様による施工を原則としますが、特に注意すべき仕様等を列記しますので特段の配慮をお願いします。

(これらの事項は建築主が操作を安易にでき且つ凍結等の事故防止を図ることを目的とします)

I. 水道設備施工仕様

1. 使用配管材料

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ○屋外埋設管 | 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HIVP) |
| ○屋内及び屋外露出管 | 水道用硬質ビニールライニング鋼管(SGP-VB) |
| ○伸縮弁 | ボール止水弁 |
| ○量水器ボックス(二段式) | 函南町指示品 青蓋付き |
| ○不凍水抜き栓(■■■) ■■型 | |

2. 量水器より先の給水配管において屋外に不凍水抜き栓を設けること。

1ヶ所の不凍水抜き栓のみにて水が抜けない場合は、必要数の水抜き栓を設けること

3. 屋内・屋外露出配管個所においては、必ず保温工事を行うこと。

(屋外保温については特に保温内部に水が浸透しないように表面処理を行うこと)

4. 屋外埋設配管深度 40cm以上とする。

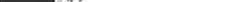
施工上の注意事項

1. 建物内配管については、特に配管勾配に注意して、逆勾配配管個所がないように施工し水が完全に抜けるようにすること。(ヘッダーア工法などは不可)
2. 水栓類の選定にあたっては、冬季における凍結破損防止のため寒冷地用水栓を使用すること。
3. 水抜き弁の設置にあたっては、施主の操作が容易にできる場所に設置すること。
4. 量水器の設置場所は、分水栓の近くで施主の操作及び検針業務が容易にでき、且つ車両等による破損を受けにくい場所に設けること。
5. 量水器及び各弁類の設置場所には、指定の表示をつけること。
(表示板は管理事務所より購入すること)
6. 分水栓への接続は管理事務所の指示にて行うこと。

II. 温泉設備施工仕様(南箱根ダイヤランド仕様)

1. 仕様配管材料

- | | |
|------------|------------------------|
| ○屋外埋設管 | 耐衝撃性硬質塗化ビニール管(HIWP) |
| ○屋内及び屋外露出管 | 水道用炭素鋼钢管(SGPW)
被覆銅管 |
| ○伸縮弁 | 給湯用塩ビライニング钢管(HTLP) |
| ○温泉加熱機 | ボール止水栓(管理事務所支給品) |

量湯器ボックス(二段式)  赤蓋付き(管理事務所支給品)
 不凍水抜き栓()  型

2. 量湯器より先、温泉加熱機までの配管において屋外に不凍水抜き栓を設ける。
 1カ所の不凍水抜き栓のみにて温泉が抜けない場合には、必要数の水抜き栓を設ける
 3. 屋内・屋外露出配管箇所においては、必ず保温工事を行うこと。
 (屋外保温については特に保温内部に水が浸透しないように表面処理を行うこと)
 4. 屋外埋設配管深度　　40cm以上とする。

施工上の注意事項

1. 温泉供給は、浴槽への単水栓とする。(混合栓は不可)
 2. 建物内配管については、特に配管勾配に注意して、逆勾配配管個所がないように施工し水が完全に抜けるようにすること。(ヘッダー工法などは不可)
 3. 水栓類の選定にあたっては、冬季における凍結破損防止のため寒冷地用水栓を使用すること。
 4. 水抜き弁の設置にあたっては、施主の操作が容易にできる場所に設置すること。
 5. 量湯器の設置場所は施主の操作及び検針業務が容易にでき、且つ車輌等による破損を受けにくい場所に設けること。
 6. 量湯器及び各弁類の設置場所には、指定の表示をつけること。
(表示板標準セットは管理事務所より支給します)
 7. 分湯栓への接続は管理事務所の指示にて行うこと。
 8. 温泉加熱機の電源は専用コンセントを設けること。
 9. 温泉加熱機のリモコン配線は保護管を必ず設け保護管内に配線すること。

当別荘地において温泉は源泉供給・加熱使用となっております。別荘新築にあたり浴槽容量が400Lを超える場合には管理事務所にご相談ください。

III. 給湯機設備仕様(南箱根ダイヤランド仕様)

1. 使用配管材料

(1)屋内・屋外

被覆銅管

給湯用塩ビライニング鋼管(HTLP)

※建物内耐熱塩化ビニール管(HTVP)使用禁止

2. 給湯機より屋内給湯水栓までの配管内の水抜きができる水抜き弁を必要な数だけ設けること。
3. 給湯配管において、必ず保温工事を行うこと。
(屋外保温については特に保温内部に水が浸透しないように表面処理を行うこと)
4. 屋外埋設深度 40cm以上とする。
5. 指定給湯機種
※メンテナンスをスムーズに行う為、必ず [REDACTED] の機種をご使用ください。

施工上の注意事項

1. 給湯機は冬季において、缶体凍結破損防止対策のある機種を選定すること。
2. 貯湯型給湯ボイラーにおいては、冬季使用しない場合において缶体内の排水ができるようすること。
3. 器機リモコン配線は必ず保護管を設け、保護管内に配線すること。
4. 器機の電源は専用コンセントを設けること。
5. 給湯器は、水抜き及び修理が容易に出来る位置に設置すること。

IV. 净化槽設備仕様

1. 小型合併処理净化槽

新設した净化槽については、净化槽法(第7条)に基づき、設置後の水質検査を受けなければなりません。

建築確認申請又は净化槽設置届時にあわせて、窓口に検査依頼書を提出願います。

※お問合せ先

TEL. [REDACTED]

※専用住宅については、町の補助金制度を予算の範囲内において利用できますので環境衛生課にて確認願います。

※お問合せ先 国南町役場 環境衛生課 TEL. 055-979-8112

※指定净化槽



[REDACTED]型 5・7・10人槽

[REDACTED]型 5・7・10人槽(ディスポーザ対応型)

施工上の注意事項

1. 净化槽の設置場所については、維持管理に支障のない場所に設置すること。
2. プロアードの電源は専用コンセントを設けること。
3. 放流先については、地先側溝・U字溝・既設排水溝及び水路に放流すること。
4. 設置場所が傾斜地の場合、土砂が流失し本体に流れ込んだり又、本体が露出しないよう防護をすること。
5. 建物使用開始後には、定期的な保守点検をおこなうこと。

※メンテナンス契約が必要です。

V. プロパンガス

1. ガス保安基準に適合する施工をすること。
2. ガス容器置場については、搬入が容易で且つ安全な場所に設置すること。
3. ガス供給については、[REDACTED]（管理事務所提携先）にて行うこと。

連絡先 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

VI. 電 気

1. 給電申請は最寄の[REDACTED]又は、[REDACTED]にお申し込み下さい。また、申請書には必ず区画番号を記入すること。
2. 計器は検針のしやすい場所に設置すること。
3. 契約電力は充分余裕を持った容量契約をすること。
4. 温泉加熱器専用コンセントを設けること。

連絡先 [REDACTED] (引越・契約)
[REDACTED] (電気料金等)

VII. 電 話

1. 最寄の[REDACTED]か[REDACTED]にてお申し込み下さい。
尚、申込書には必ず区画番号を記入すること。

[REDACTED] [REDACTED]

8. 業 者 案 内

○給排水衛生設備

函南町指定水道工事店
問合せ

函南町水道課

055-979-8120

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○電 気 設 備

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○プロパンガス供給

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

9. プロパンガス供給業者について

現在、南箱根ダイヤランドでは、プロパンガス供給を [REDACTED]

[REDACTED] にて行っています。

この場合、ガスに関する依頼、問い合わせ等、当社に連絡をいただければ速やかに対応ができますが、他社より供給をされている場合、当社では対応できません。

実際、別荘利用中にガスがなくなってしまい、不便を強いられるお客様も見られます。

そこで建築工事後のガス供給は、是非とも [REDACTED] にて行っていただきますようお願い致します。

又、他社より供給をされる場合は、ガスに関する依頼、問い合わせ等、当社では対応できない旨、建築主に説明をお願い致します。

尚、[REDACTED] への手配は当社でも承っておりますのでご利用ください。

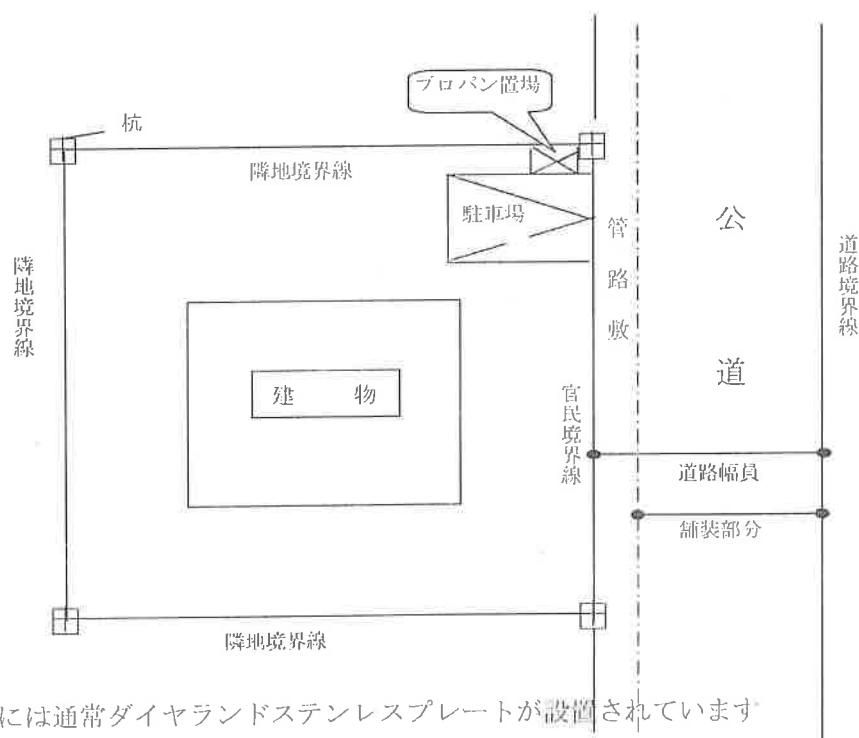
10. 官民境界について

当用地内の、官民境界は複雑な位置関係にある場合がありますので、外構工事等を施工する場合は注意願います。

すなわち実際の官民境界は、道路形状より数cmから1m以上敷地内に、くい込んでいる場所があります。必ず境界杭を確認し境界杭が官民境界であることを認識し全ての構造物及び植栽等は必ず敷地内で収めるよう願います。

尚、駐車場等のコンクリート打ちについては、官民境界線で止めるとともに管路敷部分の処理は砂利敷き、ブロック、インターロッキング等で行うこと。やむをえず、道路敷迄コンクリート等を打つ場合は、道路占用等のしかるべき許可後に行うように徹底して下さい。

その際にも官民境界線部はエラスタイト等で縁を切る事。



尚、工事の際には必ず測量図で、全ての境界杭の有無及び距離を確認願います。

11. 樹木伐採についてのお願い

南箱根ダイヤランドは、富士・箱根・伊豆の中心的な位置にあり、樹木

に覆われた良好な自然環境の中に存在しております。

このような大自然を保護して行くためにも、当社では諸工事について

独自の規制を行っておりますが、最近建築工事等の際に敷地内の樹木

を全て伐採されるケースが見られます。

そこで、当地の環境を維持して行くためにも樹木の伐採につきまし

は、建築地及び近隣等にも充分考慮していただき、必要最低限としてく

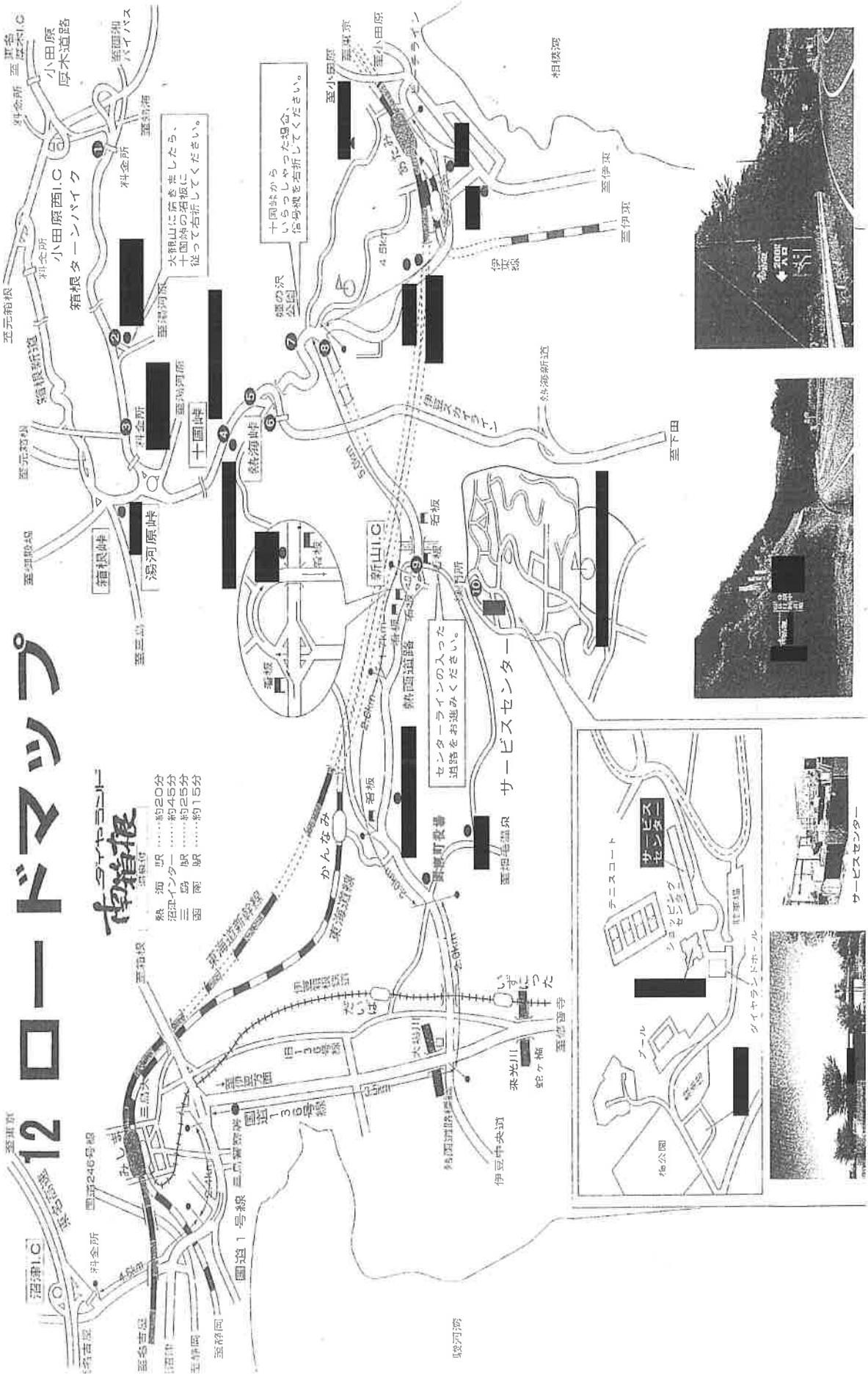
ださいますようお願い申し上げます。

当社では今後共、南箱根ダイヤランドの環境維持に努力して行きま

すので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

卷之三

12



13. 工事遵守事項

本遵守事項は建築・土木・造園等の工事関係者が南箱根ダイヤランド用地内において工事を行う際の注意義務並びに遵守事項を記したものである。

従って設計者・監理者はもちろん、工事に携わる関係者の方々にも本内容を充分理解の上、周知徹底をお願い致します。

1. 現場では常に明るい気持ちで作業を行い、ダイヤランド顧客に対し礼を失わぬよう心掛けること。
2. 工事用車輛の用地内運行については、道路交通法の遵守は勿論、用地内制限は法定速度以下とし交通標識を遵守すること。
3. 工事資材の搬入については南箱根ダイヤランド株式会社(以下甲という)の指定する路線によって行い、ダイヤランド居住者の通行を妨げぬよう留意すること。又、一般車輛と対向したときは相手方を優先させること。
4. 工事関係車の使用車輛は最小限とし、一般車輛の通行に迷惑のかからぬようにすると共に駐車車輛の前後等に、ダイヤランド指定バリケード(有料)を設置のこと。
5. 工事中、一般の通行に特に支障を来す恐れのある場合は、その旨甲に届けるとともに、施工者の責任において「工事中注意」「通行止め」「迂回」「片側通行」等の標識を進入路の要点に設置し、一般車輛の通行に支障のないよう処置を講ずること。
6. 工事施工中現場には建築確認表示板及び工事に必要な看板を見やすい場所に設置すること。
7. 工事施工中、建築主以外の土地を使用したり、資材を道路上もしくは隣接地に放置したり散乱させてはならない。やむを得ず隣接地又は道路等を使用する場合は、その旨事前に関係者に連絡し承諾を得ること。
8. 年末年始・ゴールデンウィーク・夏季については別途定めた工事休止期間を遵守すること
9. 火災予防には特に注意し、当用地では火気の使用は厳禁とする。万一火災・事故その他異常を発見した場合は、直ちに応急処置を講ずると共に管理事務所に連絡すること。
10. 工事完了後も建築主の立場となり、アフターサービスに万全を帰することは勿論、些細な修理でも即応できるよう配慮すること。

14. 敷地と道路との段差処理方法

駐車場等の設置工事について、段差処理を道路部分にコンクリート及び既製品ブロック等で施工する事は、函南町建設課の指導により一切禁止になります。

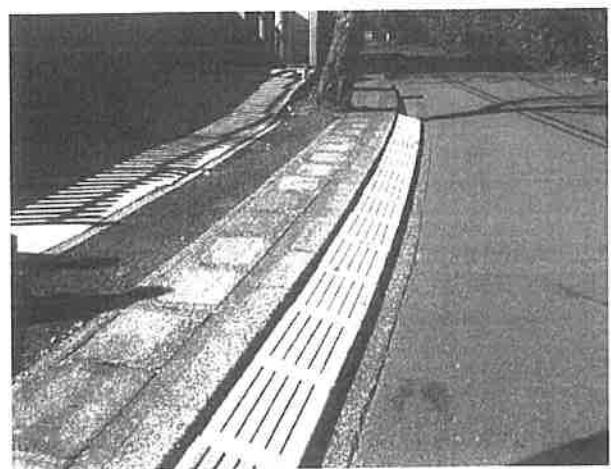
歩道面を切下げる施工で工事をお願いいたします。



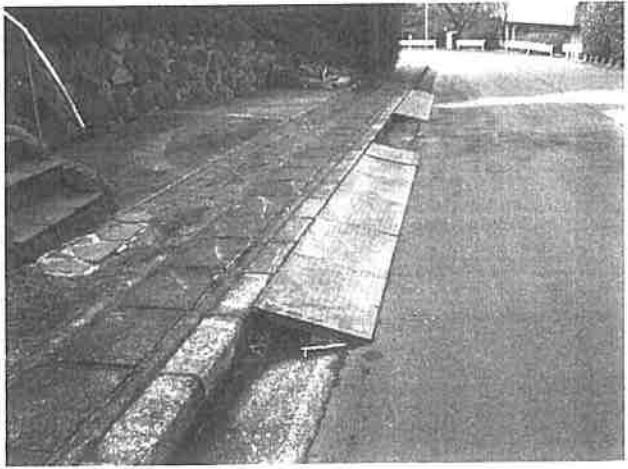
施工見本



施工不可



設置不可



設置不可

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

令和 年 月 日

函南町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電 話

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

建築しようとする場所	
区域区分	
<input type="checkbox"/> 市 街 化 区 域 <input type="checkbox"/> 市 街 化 調 整 区 域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準 都 市 計 画 区 域 <input type="checkbox"/> 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の区域	
用 途 地 域	
開 発 行 為 の 有 無 有 無 (m ²)	
建 築 物 等 の 用 途	
都市計画法上の許可を要さない場合はその該当条項及び内容	該 当 条 項 号
	内 容
都市計画法上の許可を受けている場合には該当条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該 当 条 項
	許可の年月日及び番号
	許可を受けた者の氏名又は名称

※ 令和 年 月 日までに着工しなければ当該証明は無効
上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

令和 年 月 日 第 号

函南町長

(注)

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により の許可を申請します。	建築物 新築 第一種特の改築 定工作物 用途の変更 新設	※手数料欄																								
令和 年 月 日																										
函南町長 殿																										
許可申請者 住 所 氏 名 印 電 話																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1.</td> <td>建築物を建築しようとする土地、用途の変更をし ようとする建築物の存する土地又は第一種特定工 作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目 及び面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物 又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存 の建築物の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物 又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34 条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3 号口からホまでのいずれかの建築物又は第一種特 定工作物に該当するかの記載及びその理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>その他の必要な事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※受付番号</td> <td>令和 年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※許可に付した条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※許可番号</td> <td>令和 年 月 日 第 号</td> </tr> </table>			1.	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をし ようとする建築物の存する土地又は第一種特定工 作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目 及び面積		2.	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物 又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		3.	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存 の建築物の用途		4.	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物 又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34 条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3 号口からホまでのいずれかの建築物又は第一種特 定工作物に該当するかの記載及びその理由		5.	その他の必要な事項		※受付番号		令和 年 月 日 第 号	※許可に付した条件			※許可番号		令和 年 月 日 第 号
1.	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をし ようとする建築物の存する土地又は第一種特定工 作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目 及び面積																									
2.	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物 又は新設しようとする第一種特定工作物の用途																									
3.	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存 の建築物の用途																									
4.	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物 又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34 条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3 号口からホまでのいずれかの建築物又は第一種特 定工作物に該当するかの記載及びその理由																									
5.	その他の必要な事項																									
※受付番号		令和 年 月 日 第 号																								
※許可に付した条件																										
※許可番号		令和 年 月 日 第 号																								

備考1 ※のある欄は記入しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

確 約 書

南箱根ダイヤランド株式会社御中

私は、下記記載の私所有区画に建物を建築するに付き、工事中及び建物完成後速やかに下記事項を遵守することを確約いたします。本確約を証するため本書を差し入れます。

記

1. 建築マニュアル及び工事遵守事項を守ること
2. 貴社の着工・完了立会を受けること
3. 建物付南箱根ダイヤランド環境整備契約を締結すること
4. 管理説明を受けること
5. 温泉使用料はメーターを設置した当日からとなります

区 画 番 号 _____

所 在 地 _____

建 物 床 面 積 _____ m²

完 成 予 定 日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所 _____

建 築 主 氏 名 _____ ㊞

電 話 _____

住 所 _____

施 工 者 氏 名 _____ ㊞

電 話 _____

土地使用許可願い

令和 年 月 日

区画番号

殿

下記工事にあたり土地を使用させていただきたくお願い申し上げます。

イ、区画番号

ロ、現場名

ハ、使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

二、使用目的

ホ、使用方法

届出人 住 所

会社名 印

担当者名

電話番号

携帯電話

上記の件承諾致しました。

令和 年 月 日

住 所

印

氏 名

工事届

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

工事種別	新築・増築・改築・外装・土木・造園・その他()			
区画番号				
建築主	住所			
	氏名			
	電話番号			
施工者	住所			
	氏名	担当者名		
	電話番号	FAX		
現場責任者名	携帯			
緊急時連絡先 (会社休日の連絡先)	住所			
	氏名			
	電話番号			
工事期間	自 令和 年 月 日	～至	令和 年 月 日	
関連業者名	工事種別	会社名	責任者名	電話番号
	基礎工事			
	木工事			
	電気工事			
	給排水工事			
	ガス工事			

※駐車車輛の前後等にダイヤランド指定バリケード(有料)を設置のこと。

※日曜、祭日の作業は中止です。

※給排水工事店は、函南町指定工事店とすること。

近隣挨拶	/ 挨拶済・ / 予定	バリケード貸出	/ 貸出済・ / 備認済
排水位置・状況確認	/ 確認済・ / 予定	確認板設置	/ 設置済・ / 設置予定
放流先	水路・側溝・既設排水樹	敷地境界テープ張	/ 済・ / 予定
仮設トイレ設置	/ 設置済・ / 設置予定	工事看板設置	
ゴミBOX設置	/ 設置済・ / 設置予定	敷地出入口養生	/ 設置済・ / 設置予定

以上の通り工事着手いたしますのでお届け致します。

届出人

印

伐採・伐根工事届

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

区画番号	
建築主	住 所
	氏 名
	電話番号
施工者	住 所
	会 社 名
	電話番号
現場責任者名 〃携帯電話	
工事期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
伐採理由	新築・増改築・転売・その他
立会日時	令和 年 月 日 時 分
注意点	

管理事務所

施工業者

近隣挨拶 / 挨拶済・ / 予定
敷地境界テープ張 / 済・ / 予定

以上の通り伐採工事に着手しますのでお届け致します。

届出人

印

着工立会届

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

届出人

印

この度、下記区画において工事着手するにあたり、造り方が完了致しましたので届出致します。

記

建築場所	区画番号				
建築主	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
施工者	住 所				
	会 社 名				
	担当者名				
	電話番号				
携帯電話					
立会希望日時	令和	年	月	日	時 分

※申請図面と配置が異なる場合は、図面添付のこと。

境界杭を明確にし、境界線にロープなどを張ること。

工事完了届

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

届出人

印

この度、下記工事が完了致しましたので届出致します。

記

建築場所	区画番号
建築主	住 所
	氏 名
	電話番号
施工者	住 所
	会社名
	担当者名
	電話番号
完了立会希望日時	
管理説明希望日時	

※設備配置図を、施設課まで必ず提出願います。

※境界杭の確認及び隣地等への飛散ごみの清掃等事前に願います。



※回覧後、原本は環境整備課にて保管する

道路使用報告書

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

下記の通り道路の使用を報告致します。

イ、区画番号

ロ、現場名

ハ、使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

時 間 時 ~ 時

二、使用目的

ホ、使用方法 1. 片側通行止め バリケード設置 / 済・予定

2. 全面通行止め 近隣挨拶 / 済・予定

バリケード設置 / 済・予定

3. その他

※全面通行止めの場合は、区画図に場所を図示し添付する事。

※全面通行止めの場合は、事前に予告看板を現場使用道路に掲示する事。

届出人 住 所

会社名 印

担当者名

電話番号

携帯電話

手数料欄

別記様式第六（第十条関係）

道路使用許可申請書

令和 年 月 日

警察署長殿

住 所

申請者

氏 名

印

道路使用目的							
場所又は区間							
期 間	令和 年 月 日から	各日 時	分から				
	令和 年 月 日の間		時				分の間
方法又は形態							
添 付 書 類							
現 場 責任者	住所						
	氏名				電話		

第 号 道 路 使 用 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条	
件	

令和 年 月 日

警 察 署 長

- 備考
- 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に書類名を記載すること。
 - 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

温泉引込申請書

受付 No. _____

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

下記の通り温泉引込の申請を致します。

住 所
建築主 氏 名
電 話

区画番号	
建設業者	電話
設備業者	電話

平面図(取出位置を必ず記入のこと。)

凡 例	取出位置 ○	元 桜 (M)	不凍栓 ★	水抜栓 ▲	温泉加熱機 ■
温泉加熱機機種	メーカー名			型番	

下記メーター及び保護枠を保管します。ついては万一忘失、薬損した場合はご指示に従い代価を弁済致します。

建築主 印 _____

以下管理事務所記入

契約年月日	年 月 日	契約口数	口	契約番号
分 担 金	年 月 日	領收 印	加熱機代	年 月 日 領收 印
出 庫	年 月 日	メーター番号		
加熱機機種				

解体工事届

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

区画番号			
建築主	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
施工者	住 所		
	会 社 名	担当者名	
	電話番号		
現場責任者名			
II 携帯電話			
緊急時連絡先 (会社休日の連絡先)	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
工事期間	自 令 和 年 月 日	至 令 和 年 月 日	
解体理由	建て替え・転売・その他		
解体部分の延床面積の表示	m ²		
リサイクル法による届出の有無	有 · 無		
解体業者登録許可番号			
水 道			
温 泉			
ガ ス			
淨 化 槽			
業務委託契約			
着工立会希望日時	令 和 年 月 日	時	

近隣挨拶 / 挨拶済 · / 予定
 敷地境界テープ張 / 済 · / 予定
 仮設トイレ設置 / 設置済 · / 設置予定

※境界杭の位置等は必ず確認願います。
 以上の通り解体工事に着手しますのでお届致します。

届出人

印

設備配置図

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

区画番号

顧客名

施工店	会社名	住 所	
			担当者名
		電 話	

給排水工事店	会社名	住 所	
			担当者名
		電 話	

ガス供給店	会社名	住 所	
			担当者名
		電 話	

凡例	取出位置 × 水道 ○ 温泉	元栓 □ 水道 ◎ 温泉	不凍栓 ☆ 水道 ★ 温泉	水抜栓 △ 水道 ▲ 温泉
プロパンガス (G)	kg	×	本	玄関 ←
□ 給湯機位置	メーカー名		型番	
■ 温泉加熱機位置	メーカー名		型番	

方位、道路、敷地境界、玄関位置を明示すること。

記入例 備配置図

令和 年 月 日

南箱根ダイヤランド株式会社 殿

区画番号

顧客名

施工店

住所

会社名

担当者名

電話

給排水工事店

住所

会社名

担当者名

電話

ガス供給店

住所

会社名

担当者名

電話

凡例	取出位置 × 水道 ○ 温泉	元栓 □ 水道 Ⓜ 温泉	不凍栓 ☆ 水道 ★ 温泉	水抜栓 △ 水道 ▲ 温泉
プロパンガス (G)	kg × 本			玄関 ←
□ 給湯機位置	メーカー名	■ 温泉加熱機位置	メーカー名	型番
				型番

The site plan diagram shows a rectangular building footprint labeled "建物". To the left of the building is a north arrow pointing upwards. To the right of the building, there is a symbol consisting of two circles (one inside the other) with a horizontal line through them, followed by a small "X" and a circle. Below the building, there is a symbol consisting of a triangle above a circle, with a small "△" and "▲" below it. To the right of the building, the text "公道" (public road) is written vertically.

方位、道路、敷地境界、玄関位置を明示すること。